

平成29年8月君津郡市広域市町村圏事務組合議会  
定 例 会 議 録

1. 招集日時 平成29年8月2日(水)午後4時00分

1. 招集場所 君津市役所 9階全員協議会室

1. 出席議員 11名

1番 久良知 篤史 君	2番 斉藤 高根 君
3番 大村 富良 君	4番 鈴木 洋邦 君
5番 安藤 敬治 君	6番 磯貝 清 君
7番 小泉 義行 君	8番 平野 明彦 君
9番 渡辺 務 君	10番 出口 清 君
11番 福原 孝彦 君	

1. 欠席議員 1名

12番 佐久間 清 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

管 理 者 渡辺 芳邦 君	副 管 理 者 高橋 恭市 君
監 査 委 員 嶋田 源一 君	教 育 長 高澤 茂夫 君
会 計 管 理 者 桐谷 吉男 君	事 務 局 長 斉藤 晃 君
事 務 局 参 事 (事)児童発達支援 センター所長 小倉 克之 君	事 務 局 参 事 (事)会計課長 教育委員会事 務局参事 (事)庶務課長 茂木 昇治 君
総 務 課 長 山口 桂一 君	企 画 財 政 課 長 梶川 征啓 君

1. 職務のため出席した者の職氏名

書 記 長 岡 修平	総務係長 地曳 雅樹
主 事 分目 琢也	

○議長(安藤敬治君) 皆さんこんにちは。本日は、たいへんお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

ここで、新たな組合議会議員を紹介をいたします。本年6月8日付けで、木更津市議会議長となりました、斉藤高根君をご紹介します。

○(斉藤高根君) 斉藤でございます。またよろしく申し上げます。

○議長(安藤敬治君) 同じく本年6月8日付けで、木更津市議会より当組合議員に選出されました、大村富良君をご紹介します。

○(大村富良君) 大村でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長(安藤敬治君) 以上で紹介を終わります。

---

#### ◎開会及び開議 午後4時00分

○議長(安藤敬治君) ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しておりますので、これより平成29年8月君津郡市広域市町村圏事務組合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、12番佐久間清君から欠席届が出されておりますのでご報告いたします。

---

#### ◎議長の報告

○議長(安藤敬治君) 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

地方自治法第292条の規定により準用する、同法第121条の規定により、議長の出席要求に対する出席者は、別紙印刷物によりご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第292条の規定により準用する、同法第235条の2第3項の規定により、出納検査の結果報告書の提出があり、お手元に配布してあります。以上で、諸般の報告を終わります。

次に管理者より、平成29年7月13日付けをもって議案の送付があり、これを受理いたしましたのでご報告いたします。なお、議案につきましてはお手元に配布のとおりでございます。

## ◎議事日程の決定

○議長(安藤敬治君) 次に、本日の日程につきましては、会議規則第19条の規定により印刷配布してございます。その順序に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承ください。

---

(参 照)

議 事 日 程	平成29年8月2日 午後4時00分 開会
日程第1	議席の指定
日程第2	会期の決定
日程第3	会議録署名議員の指名
日程第4	議案上程
日程第5	提案理由の説明
日程第6	議案審議 (議案第11号ないし議案第16号)

---

## ◎日程第1 議席の指定

○議長(安藤敬治君) 日程第1、議席の指定を行います。

会議規則第3条の規定により、斉藤高根君を2番に、大村富良君を3番に指定いたします。

---

## ◎日程第2 会期の決定

○議長(安藤敬治君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安藤敬治君) ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

### ◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長(安藤敬治君) 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、6番磯貝清君、10番出口清君を指名いたします。

---

### ◎管理者挨拶

○議長(安藤敬治君) ここで管理者から、招集のあいさつがあります。

渡辺管理者。

○管理

者(渡辺芳邦君) 皆さん、こんにちは。本日ここに、平成29年8月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公務ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

今回の定例会に提出いたします案件は、6議案でございます。内容につきましては、後ほど提案理由の説明の際に申し上げることといたしますが、十分にご審議をいただき、全議案とも原案どおり議決賜りますようお願いを申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(安藤敬治君) 以上で、管理者のあいさつは終わりました。

---

### ◎日程第4 議案上程

○議長(安藤敬治君) 日程第4、議案上程を行います。

送付されました議案第11号ないし議案第16号を一括上程いたします。なお、議案の朗読につきましては、省略いたしますのでご了承願います。

---

(参 照)

君 広 総 第 1 8 7 号

平成29年7月13日

君津郡市広域市町村圏事務組合議会

議長 安藤 敬治 様

君津郡市広域市町村圏事務組合

管理者 渡辺 芳邦

平成29年8月組合議会定例会に係る議案の送付について

平成29年8月2日開会の組合議会定例会に係る下記の議案を送付いたします。

記

- 議案第11号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第12号 平成28年度君津郡市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定について
- 議案第13号 平成29年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）
- 議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第16号 君津郡市広域市町村圏事務組合教育委員会委員の任命について

---

◎日程第5 提案理由の説明

○議長(安藤敬治君) 次に、日程第5、提案理由の説明を求めます。

渡辺管理者。

○管理者(渡辺芳邦君) それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

本日ご提案をいたしました案件は、議案第11号から第16号までの6議案でございます。以下その案件につきまして、順次提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第11号 専決処分の承認を求めることについてでございます。地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備をする必要が生じ急施を要したため、平成29年3月30日に専決処分したことを報告し承認を求

めるものでございます。

次に、議案第12号 平成28年度君津郡市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定についてでございます。平成28年度の一般会計について、監査委員の意見を付して議会の認定を受けようとするものでございます。

次に、議案第13号 平成29年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算第1号でございます。歳入歳出予算の総額に1,171万2千円を追加し、補正後の予算総額を8億3,366万7千円にしようとするものでございます。

次に、議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律、及び児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴い関係条文の整備をしようとするものでございます。

次に、議案第15号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。軽自動車税の賦課徴収に関する申告書の受付を新たに共同処理事務として追加することに伴い、千葉県市町村総合事務組規約の一部改正を行うことについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を得ようとするものでございます。

最後に、議案第16号 君津郡市広域市町村圏事務組合教育委員会委員の任命についてでございます。君津郡市広域市町村圏事務組合教育委員会委員川島悟氏が、平成29年8月1日をもって退任したため、新たに御園朋夫氏を教育委員会委員に任命しようとするものでございます。

なお、細部につきましては事務局長から補足説明を申し上げますので、十分ご審議のうえ、原案どおり承認、可決、同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

---

## ◎日程第6 議案審議

○議長(安藤敬治君) 以上で、提案理由の説明が終わりましたので、日程第6議案審議を行います。初めに、議案第11号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたしま

す。事務局の補足説明を求めます。

齊藤事務局長。

○事務局長(齊藤晃君) 議案書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、議案第11号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、こちらは地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係条例の整備をする必要が生じ、急施を要しましたため議会を招集する暇がないと認め専決処分をしたもので、本定例会で報告し承認を得るものでございます。

今回の改正内容についてでございますが、働きながら育児及び介護がしやすい環境整備をさらに進めるために、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じまして、地方公務員の育児支援及び介護支援に係る規定の改正が行われたことに伴うものでございます。具体的にご説明を申し上げます。

議案参考資料の1ページをご覧いただきたいと存じます。主なものにつきましてご説明をさせていただきます。まず、第8条の2の改正規定でございます。まず第1項の改正規定でございますが、育児を伴う職員の深夜勤務の制限等に係る子の範囲の拡大が行われたことに伴いまして、その対象となる職員の子として、新たに特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加えたものでございます。

続きまして第4項の改正規定でございますが、要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限が新たに導入されたものでございます。

続きまして、議案参考資料の3ページをご覧いただきたいと存じます。まず第11条の改正規定でございますが、新たに介護時間が新設されたものでございます。

次に、第15条の改正規定でございます。介護休暇の拡充が行われ3回を上限といたしまして、合計6か月の範囲内で介護休暇を分割取得できることとなるものであります。

最後に第15条の2の改正規定でございますが、先ほどの第11条の改正規定で申し上げましたように、新たに介護時間が導入されたことによりまして、介護のための所定労働時間短縮措置が図られたものであり、介護休暇とは別に連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間以内の範囲内で勤務をしないことができることとなるものでございます。なお、この一部改正条例は、平成29年3月30日に専決処分をさせていただきます。同日付にて公布し施行されたものでございます。私からの補足説明は以上でございます。

○議長(安藤敬治君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(安藤敬治君) 質疑もないようでございますので、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安藤敬治君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第11号 専決処分の承認を求めることについてを、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(安藤敬治君) 挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第12号 平成28年度君津郡市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

齊藤事務局長。

○事務局長(齊藤晃君) 議案第12号 平成28年度君津郡市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定についての補足説明を申し上げます。

別冊の平成28年度君津郡市広域市町村圏事務組合決算書の4ページと5ページをご覧いただきたいと存じます。まずは歳入よりご説明を申し上げます。歳入総額は予算現額8億2,932万3,000円に対しまして、収入済額は8億3,589万9,073円となっております。予算現額と比較しますと657万6,073円の増額となっております。

科目別に主なものをご説明をさせていただきます。1款分担金及び負担金でございますが、これは構成4市からの負担金と天羽養護老人ホーム措置費負担金及び児童発達支援センターきみつ愛児園給付費負担金でございます。予算現額との比較では410万6,207円の増額となっております。その理由といたしましては、発達支援センターきみつ愛児園の児童の出席率が見込みより多かったことにより、通園施設給付費負担金が約380万円の増となったものでございます。

続きまして2款使用料及び手数料、1項使用料でございますが、予算現額との比較では246万7,305円の増となっております。理由といたしましては、夜間救急診療所使用者の受診者数の増加、約260人ほどの増加があったものでございます。なお、収入未済額5万5,750円につきましては、平成18年度から平成20年度までの



2名分の児童福祉施設使用料滞納繰越分でございます。滞納者への訪問、文書催告などを鋭意行っておるところでございますが、結果的には納付に至らなかったものでございます。

続きまして6ページと7ページの歳出をご覧いただきたいと存じます。歳出総額は予算現額8億2,932万3,000円に対しまして、支出済額は7億9,962万945円でございます。執行率は96.4%となっております。歳出の主なものでございますが、一般職員41名の人件費で3億842万9,405円であり、歳出全体に占めます割合は38.6%でございます。事業といたしましては、3款民生費、2項児童福祉費といたしまして1億9,318万1,930円、こちらは児童発達支援センターきみつ愛児園に係る経費でございます。

3項老人福祉費1億8,614万143円につきましては、天羽養護老人ホームの運営に係る経費でございます。このうち指定管理料といたしまして、1億5,266万2,000円を支出してございます。

続きまして4款衛生費につきましては2億2,906万9,837円で、こちらは夜間急病診療所の運営費5,118万3,677円と、二次待機施設の運営費1億7,516万円を合わせました2億2,634万3,677円が主な経費でございます。

続きまして5款教育費でございます。こちらは結核対策委員会及び視聴覚教材センターに係る経費でございます。以上の結果、歳入歳出差引残額は、3,627万8,128円となりまして全て平成29年度への繰越金となります。

決算の説明は以上でございますが、詳細につきましては12ページから27ページまでの歳入歳出決算事項別明細書のとおりでございます。また、主要施策成果説明書は、39ページから46ページまでに記載してございます。私からの補足説明は以上でございます。

○議長(安藤敬治君) 補足説明が終わりました。次に、平成28年度君津郡市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算審査意見書が提出されておりますので、監査委員の報告を求めます。

鵜田監査委員。

○監査委員(鵜田源一君) 袖ヶ浦市の福原議長さんと共に当組合の監査委員を務めさせていただいております、君津の代表監査委員の鵜田でございます。よろしくお願いを申し上げます。ただいま認定に付されております、平成28年度君津郡市広域市町村圏事

務組合一般会計の決算審査の概要につきましてご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づいて審査に付された、平成28年度一般会計の歳入歳出決算審査結果につきましては、お手元に配布いたしております決算審査意見書のとおりでございます。

審査に当たりましては、財務に関する事務は関係法令に適合しているか、決算の計数は正確であるか、また、地方自治法第2条第14項及び同条第15項並びに地方財政法第4条の趣旨に基づいて予算執行がなされているかなどを審査の主眼に置き、関係書類の照合精査及び関係職員から詳細な説明を聴取し、慎重に審査をいたしました。

審査の結果につきましては、関係書類は各法令に準拠して作成されており、決算に関する計数は正確で、予算は適正かつ効率的に執行され、概ね所期の目的を達成しているものと認めた次第でございます。以上簡単ではございますが、決算審査の報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議 長(安藤敬治君) 決算審査の報告が終わりましたので、質疑を行います。

(発言する者なし)

○議 長(安藤敬治君) 質疑がございませんので、討論を行います。

(発言する者なし)

○議 長(安藤敬治君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第12号 平成28年度君津郡市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定についてを、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議 長(安藤敬治君) 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第13号 平成29年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

齊藤事務局長。

○事務局長(齊藤晃君) 議案第13号 平成29年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)につきまして、補足説明を申し上げます。

別冊の平成29年度君津郡市広域市町村圏事務組合補正予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に1,171万2千円を追加させ

ていただきまして、予算総額を8億3,366万7千円にしようとするものでございます。

次に少々ページが飛びますが8ページをご覧いただきたいと存じます。まず歳入でございますが、2款使用料及び手数料、1項使用料、2目児童福祉施設使用料、2節児童福祉施設使用料滞納繰越分につきましては、平成28年度の滞納繰越額が確定となりましたので、5万4千円を計上しようとするものでございます。

続きまして4款繰越金につきましては、先ほどご認定いただきました平成28年度決算の剰余金との差額であります1,165万8千円を追加しようとするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。各款の共通の補正といたしましては、先の4月1日付けの人事異動により生じた増減額が主なものであり、一般職人件費全体では1,628万3千円の減額となっております。一般職人件費以外といたしましては、9ページの3款民生費、1項社会福祉費、2目法人指導監査費、10ページと同じく3款民生費、2項児童福祉費、2目児童福祉施設費、及び11ページの5款教育費、2項社会教育費、2目視聴覚教材センター費におけます臨時職員雇上料でございます。こちらにつきましては平成29年4月から500人以下の事業所においても、週20時間以上勤務する臨時職員について、社会保険に加入することが義務付けられましたことによりまして、4節共済費を82万3千円増額したものでございます。

最後に、6款予備費につきましては、歳入補正増額分から歳出補正額を差し引きしました2,655万9千円を予備費に計上しようとするものでございます。私からの補足説明は、以上でございます。

○議長(安藤敬治君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(安藤敬治君) 質疑がございませんので、討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(安藤敬治君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第13号 平成29年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(安藤敬治君) 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

齊藤事務局長。

○事務局長(齊藤晃君) 議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書の6ページ目をお開きいただきたいと存じます。地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律、及び児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴いまして、関係条文の整備をしようとするものでございます。

今回の主な改正内容でございますが、仕事と育児の両立支援制度の見直しを図るため、有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和と育児休業等の対象となる子の範囲の見直しに伴うものでございます。

まず、議案参考資料の5ページをご覧くださいと存じます。主なものについてご説明をさせていただきます。まず、第2条の改正規定でございますが、非常勤職員の育児休業の取得に係る雇用継続の見込みに関する要件が緩和されまして、子が1歳6か月に達するまでに任期が満了することが明らかでない場合は、育児休業を取得できることとなったものでございます。

次に、議案参考資料の6ページをご覧くださいと思います。第2条の2の改正規定でございますが、育児休業等の対象となる子の範囲が見直されまして、新たに特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等が加わったことにより、これらの子を条例で定める対象児童として追加したものでございます。

次に、7ページをご覧くださいと存じます。第3条第2号の改正規定でございますが、再度の育児休業をすることができる特別の事情の追加でございます。子の特別養子縁組が成立しなかった場合又は養子縁組が成立しないまま養育里親としての委託が解除された場合を加えたものでございます。

次に、9ページをご覧くださいと存じます。第10条第2号の改正規定でございます。育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算いたしまして、1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別の事情といたしまして、取消の事由に係る子の特別養子縁組が成立しなかった場合又は養子縁組が成立しないまま養育里親として

の委託が解除された場合を加えたものでございます。

最後になりますが、11ページをご覧いただきたいと存じます。第20条第2項の改正規定でございます。部分休業の承認にあたりまして、その承認時間を調整する休暇に介護時間を加えるものでございます。なお、この一部改正条例は、公布の日から施行するものでございます。私からの説明は以上でございます。

○議 長(安藤敬治君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

(発言する者なし)

○議 長(安藤敬治君) 質疑がございませんので、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(安藤敬治君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議 長(安藤敬治君) 挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に議案第15号 千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

斉藤事務局長。

○事務局長(斉藤晃君) 議案第15号 千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての補足説明を申し上げます。

議案書の9ページをご覧いただきたいと存じます。千葉縣市町村総合事務組合は、千葉県内の全ての市町村と一部事務組合が加入している一部事務組合でございます。一部事務組合の規約を改正する場合には、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により加入する公共団体全ての議会の議決を求めることになってございます。よって、当組合に対しましても議会の議決を求めるものでございます。

千葉縣市町村総合事務組合同規約第3条第1項に、組合の共同処理する事務として第16号軽自動車税の賦課徴収に関する申告書(市町村へ直接提出されたものを除く)

の受付を、また、別表第2に共同処理する事務として、第3条第1項第16号に掲げる事務を、共同処理する団体として千葉市から鋸南町までの54市町村を加えるものでございます。

なお、今回加えられました事務につきましては、当組合は該当する事務を行っておりませんので影響はございません。詳細につきましては、議案参考資料の12ページのとおりでございます。私からの補足説明は以上とさせていただきます。

○議 長(安藤敬治君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(安藤敬治君) 質疑がございませんので、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(安藤敬治君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第15号 千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議 長(安藤敬治君) 挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 君津郡市広域市町村圏事務組合教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

人事案件でございますので、質疑、討論を省略いたしまして、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(安藤敬治君) ご異議ないものと認め、採決を行います。

議案第16号 君津郡市広域市町村圏事務組合教育委員会委員の任命についてを、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議 長(安藤敬治君) 挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長(安藤敬治君) 以上をもちまして、本日の日程を全て終了いたしました。

◎管理者挨拶

○議長(安藤敬治君) ここで閉会にあたりまして、管理者からあいさつがあります。  
渡辺管理者。

○管理者(渡辺芳邦君) 平成29年8月組合議会定例会の閉会に際しましてご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、慎重なるご審議をいただき、誠にありがとうございました。お陰様をもちまして、提出いたしました全議案とも原案どおり議決をいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

本組合の運営につきまして、今後とも皆様方のご支援、ご協力をお願いを申し上げながら挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長(安藤敬治君) 以上で、管理者のあいさつは終わりました。

---

◎閉会

○議長(安藤敬治君) これをもちまして、平成29年8月君津郡市広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでございました。

午後4時41分 閉会